

オフィスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

2020年5月

デジタルグラフィック株式会社

はじめに

職場における感染予防対策の取り組みが、社会全体の感染拡大防止に繋がる事を認識した上で、対策に係わる体制を整備し、個々の職場の特製に応じた感染リスクの評価を行い、それに応じた対策を講ずる。

特に、従業員への感染拡大を防止するよう、通勤形態などへの配慮、個々人感染予防の徹底、職場環境の対策の充実などに努めるものとする。

講じるべき具体的対策

1. 感染予防対策の体制

- ・ 新型コロナウイルス感染防止のための対策の策定・変更について検討する体制を整える。
- ・ 感染症法、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の関連法令上の義務を厳守するとともに、労働安全衛生関係法令を踏まえ、衛生委員会や産業医等の産業保険スタッフの活用を図る。
- ・ 国・地方自治体・業界団体などを通じ、新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報を常時収集する。

2. 健康確保

- ・ 従業員に対し出勤前に体温や新型コロナウイルスへの感染を疑われる症状の有無を確認させる。体調の思わしくない者には各種休暇制度の取得を奨励する。また、勤務中に体調が悪くなった従業員は、必要に応じ、直ちに帰宅させ、自宅待機とする。
- ・ 発熱などの症状により自宅待機となった従業員は毎日、健康状態を確認した上で、症状がなくなり、出社判断を学会（※）の指針などを参考にする。症状に改善が見られない場合は、医師や保健所への相談を指示する。

※ 日本渡航医学会・日本産業衛生学会製作「地域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」など

(<https://www.sanei.or/images/contents/416/COVID-19guide0511koukai.pdf>)

3. 通勤

- ・ テレワーク、時差出勤、ローテーション勤務（就労日や時間帯を複数に分けた勤務）、変形労働時間制、週休3日制など、様々な勤務形態の検討を通じ、勤務頻度を減らし、公共交通機関の混雑緩和を図る。
- ・ 自家用車など公共交通機関を使わずに通勤出来る従業員には、道路事情や駐車場の整備状況を踏まえ、通勤災害の防止に留意しつつこれを承認することが考えられる。

4. 勤務

- ・ 従業員が、出来る限り2メートルを目安に、一定の距離を保てるよう、人員はいちについて最大限の見直しを行う。
- ・ 従業員に対し、始業時、休憩後を含め、定期的な手洗いを徹底する。このために必要となる水道設備や石けんなどを配置する。また、水道が使用出来ない環境下では、手指消毒液を配置する。
- ・ 従業員に対し、勤務中のマスクなどの着用を促す。
- ・ 飛沫ぼうしのため、座席配置などは広々と設置する。仕切りのない対面座席配置は避け、可能な限り対角に配置する、横並びにするなど工夫する（其の場合でも最低1メートルあけるなどの対策を検討する）。
- ・ 窓が開く場合1時間に2回以上、窓を開け換気する。建物全体や個別の作業スペースの換気に努める。なお、機械換気の場合は窓開放との併用は不要である。
- ・ 他人と共有する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にする。
- ・ 人と人が頻繁に対面する場所はアクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。
- ・ 外勤は公共交通機関のラッシュの時間を避けるなど、人混みに近づかないようにする。
- ・ 出張は、地域の感染状況に注意し、不急の場合は見合わせる。
- ・ 外勤時や出張時には面会相手や時間、経路、訪問場所などを記録に残す。
- ・ 会議やイベントはオンラインで行うことも検討する。
- ・ 会議を対面で行う場合、マスクを着用し、換気に留意する。また、椅子を減らしたり机などに印をつけたりするなど、近距離や対面に座らないように工夫する。
- ・ 対面の社外の会議やイベントなどについては、参加の必要性をよく検討したうえで、参加する場合は、最少人数とし、マスクを着用する。
- ・ テレワークを行うにあたっては、厚生労働省のガイドラインなどを参照し、労働時間の適正な把握や適正な作業環境の整備などに配慮する。

5. 休憩スペース

- ・ 共有する物品（テーブル、椅子など）は、定期的に消毒する。
- ・ 使用する際は、入退室の前後の手洗いを徹底する。

- ・ 喫煙を含め、休憩・休息を取る場合には、できる限り 2 メートルを目安に距離を確保するよう努め、一定数以上が同時に休憩スペースに入らないよう、休憩スペースの追加や休憩時間をずらすなどの工夫を行う。
- ・ 特に屋内休憩スペースについては、スペースの確保や、常時換気を行うなど、3 つの密を防ぐことを徹底する。

6. トイレ

- ・ 便器は通常の清掃で問題ないが、不特定多数が使用する場所は清拭消毒を行う。
- ・ トイレに便座の蓋がある場合、蓋を閉めてから汚物を流すよう表示する。

7. 設備・器具

- ・ ドアノブ、電気のスイッチ、手摺り・エレベーターのボタン、ゴミ箱、電話、共有のテーブル・椅子などの共有設備については、頻繁に洗浄・消毒を行う。
- ・ ゴミはこまめに回収し、鼻水や唾液などがついたゴミがある場合はビニール袋に密閉する。ゴミの回収など清掃作業を行う従業員は、マスクや手袋を着用し、作業後に手洗いを徹底する。

※ 設備・器具の消毒は次亜塩素酸ナトリウムやエタノールなど、当該設備・器具に最適な消毒液を用いる。

8. オフィスへの立ち入り

- ・ 取引先を含む外部関係者の立ち入りについては、必要性を含め検討し、立ち入りを認める場合には、当該者に対して、従業員に準じた感染予防対策を求める。
- ・ このため、あらかじめ、これらの外部関係者が所属する企業等に、オフィス内での感染予防対策の内容を説明するなどにより、理解を促す。
- ・ 名刺交換はオンラインで行うことも検討する。

9. 従業員に対する感染防止策の啓発等

- ・ 従業員に対し、感染防止策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促す。このため、これまで新型コロナウイルス感染症対策専門会議が発表している「人との摂食を 8 割減らす 10 のポイント」や「『新しい生活様式』の実践例」を周知するなどの取り組みを行う。
- ・ 公共交通機関や図書館など公共施設を利用する従業員には、マスクの着用、咳エチケットの励行、社内など密閉空間での会話をしないことなどを徹底する。
- ・ 患者、感染者、医療関係者、海外からの帰国者、その家族、児童等の人権に配慮する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症から回復した従業員やその関係者が、事業場内で差別さ

れることがないよう、従業員に周知啓発し、円滑な職場復帰のための十分な配慮を行う。

- ・ 発熱や味覚・臭覚障害といった新型コロナウイルス感染症にみられる症状以外の症状も含め、体調に思わしくない点がある場合、濃厚接触の可能性がある場合、あるいは、同居家族で感染した場合、各種休暇制度や在宅勤務の利用を推奨する。
- ・ 過去14日以内に政府から入国制限されている、または入国後の観察期間を必要とされている国。地域などへの渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合、自宅待機を指示する。
- ・ 取引先企業にも同様の取り組みを促すことが望ましい。

10. 感染者が確認された場合の対応

- ・ 保健所、医療機関の指示に従う。
- ・ 感染者の行動範囲を踏まえ、感染者の勤務場所を消毒し、同勤務場所の従業員に自宅待機させることを検討する。
- ・ 感染者の人権に配慮し、個人名が特定されがないよう留意する。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データについては、個人情報保護法に配慮し、適正に取り扱う。
- ・ オフィス内で感染者が確認された場合の公表の有無・方法については、上記のように個人情報保護法に配慮しつつ、公衆衛生上の要請も踏まえ、実態に応じた検討を行うものとする。

※上記、日本経済団体連合会より「オフィスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」より引用